

保険料の
納付は

口座振替を

ぜひご利用ください！



口座振替による納付とは

ご指定の預貯金口座から納付期限の日に介護保険料を自動的に引き落とすことにより、納付が完了するものです。



納付のたびに金融機関等へ
出向く必要がありません！



納期ごとに引き落としされるので、
納め忘れがありません！

対象者

普通徴収（納付書払い）により介護保険料を納付されている方で、下記の取扱金融機関に預貯金口座をお持ちの方。

※特別徴収（年金天引き）により介護保険料を納付されている方については、任意で納付方法を変更することはできません。

お申込み方法

預貯金口座がある金融機関の窓口にて、「口座振替依頼書」によりお申込みください。（申込用紙は富士河口湖町役場か町内の指定金融機関にございます。）

※金融機関へ提出する際は、必ず「通帳」と「金融機関届出印」をお持ちください。



金融機関に申請書をご提出いただいた後、口座振替開始の手続きまで一か月程度お時間がかかります。

その期間内に納期限がある場合は、その分はお手持ちの納付書で納付していただきますので、ご注意ください。

口座振替ができる金融機関

- | | | |
|-------------|--------------|---------|
| ○山梨中央銀行 | ○みずほ銀行 | ○山梨信用金庫 |
| ○都留信用組合 | ○山梨県民信用組合 | ○中央労働金庫 |
| ○北富士農業協同組合 | ○山梨みらい農業協同組合 | |
| ○クレイン農業協同組合 | ○ゆうちょ銀行・郵便局 | |

お問合せ先

富士河口湖町役場 健康増進課 介護保険係
☎0555-72-6037（直通）

いつでも
お近くの
コンビニで！

コンビニ収納が便利です！



「コンビニ収納用バーコード」が印字されている納付書であれば、最寄りのコンビニエンスストアの窓口でも介護保険料を納付書にて納付いただくことが可能です。



※収納用のバーコードが印字されていないもの、もしくは納付期限が切れた納付書について、コンビニエンスストアでの納付ができません。納付書の再発行をしますので、介護保険係までお問い合わせください。

スマートフォン決済アプリによる納付

スマートフォン等を利用して、対応する決済アプリから納付書に印刷されているバーコードを読み取り、納付することができます。
これにより、お手元に納付書とスマートフォン等があれば、場所や時間を気にせずに納付することができます。

1

スマートフォン決済アプリを起動



2

アプリ内で納付書に記載のバーコードを読み取る

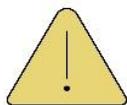


3

内容を確認して支払い完了



次のような納付書は、スマートフォン決済アプリでの取り扱いができません！



- ・コンビニエンスストア収納用のバーコードの印字がないもの
- ・金額を訂正したもの
- ・破損などでバーコードが読み取りできないもの
- ・納付期限が過ぎたもの

納付ができるアプリの種類(令和6年7月現在)

・PayPay ・LINE Pay ・d払い ・auPAY ・J-CoinPay

※ スマートフォン決済アプリのダウンロード方法や詳細については各決済アプリの公式ホームページでご確認ください。